

自家発電設備地下貯蔵タンク点検
(松ヶ崎浄水場)

特 記 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

建設リサイクル法	
☐ 適用	☒ 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系（SI）を基準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。

イ 品質管理に伴う各種の試験及び検査に必要な費用。

ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。

エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。

オ その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(5) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ その他必要が生じたとき。

(6) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(7) 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給箇所については当局が指示するものとする。また、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることができる。

(8) 提出書類

受注者は、次の書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

ア 労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険） 1部（提示可）

イ 完成通知書 1部

ウ 点検報告書 2部

エ 請求書 1部

(9) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(10) 保護養生

受注者は、作業の実施に当たり、既施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるとき又は、落下物のおそれがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

(11) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行われたならない。

イ 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

ウ 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理整頓を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

エ 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。

オ 作業中に事故が発生した場合、直ちに局職員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

(12) 環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正建設省経機発第58号）、関連法令及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、作業計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(13) 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び完成期限の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(14) 測定

受注者は仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用いなければならない。

2 作業概要

本作業は、消防法第14条の3の2に基づき、松ヶ崎浄水場に設置されている自家発電設備用地下貯蔵タンク及び燃料埋設配管を定期点検するものである。

3 作業場所

京都市左京区松ヶ崎中海道町9番地 松ヶ崎浄水場

4 完成期限

令和9年1月29日とする。

5 点検対象設備仕様

(1) 地下貯蔵タンク

形 状 寸 法	φ 1, 8 0 0 mm× 4, 7 5 4 mm
有 効 容 量	1 2, 0 0 0 L
材 料	S S 4 0 0
板 厚	胴板 9 mm 鏡板 9 mm
製 造 者	川崎重工業株式会社
設 置 年 月	平成 1 7 年 2 月
前回点検年月	令和 8 年 1 月
設 置 台 数	1 基

6 実施時期

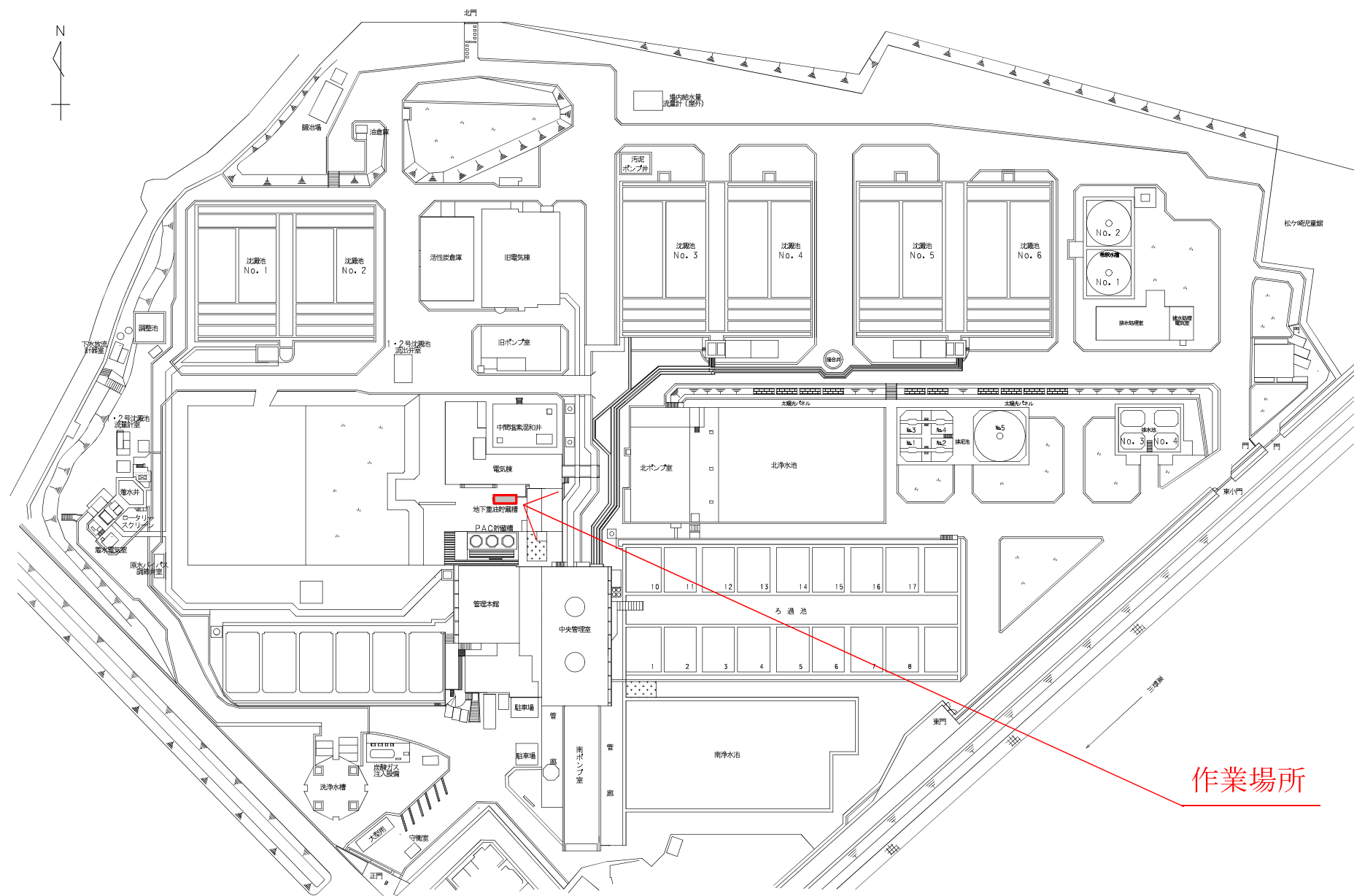
時期については契約決定後、局職員と打合せのうえ、決定すること。

7 作業内容

- (1) 地下タンクから燃料小出槽間について、危険物関係諸法令を遵守し、(財)全国危険物安全協会が性能評価した方法により、地下タンク漏洩の有無を確認すること。
- (2) 本作業の実施に当たり、配管接続箇所を切離した場合は、漏洩が起こらないよう確実に復旧すること。
- (3) 検査データについては、後日点検報告書に添付し提出すること。
- (4) 本作業後に検査済証シールを当該施設の見やすい位置に貼り付けること。

8 その他

- (1) 本作業の実施については、消防法関係諸法令を遵守し確実に行うこと。
- (2) 本作業中に不良箇所等が発見された場合は、その旨を局職員に伝え、可能な限り修復を行うこと。
- (3) 汚れ等については、検査完了後に清掃を行うこと。
- (4) 本作業に当たっては施設運用に支障をきたさないよう、当該設備の機能構造を熟知した者が行うこと。



自家発電設備地下貯蔵タンク点検（松ヶ崎浄水場）